

「いじめ防止基本方針」

(R7.6.9 改訂)

潟上市立追分小学校

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) 文科省によるいじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法より）

(2) 本校の基本的な考え方

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめは、人間の尊厳を脅かし人権を侵害するものであり、決して許されない行為である。いじめについて次のように理解し、児童たちをいじめから守っていきたい。

- ・いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないものである。
- ・いじめは、どの児童にも、また、場所を問わず起こり得るものである。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないものである。
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合がある。
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる児童、見て見ぬふりをする児童の存在など、集団全体にかかる問題である。
- ・いじめは、いじめられる児童にも問題があるとの考え方では解決しない。

本校では、このような理解に立ち、児童同士、児童と教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めるとともに、児童の小さな変化を見逃さずいじめの早期発見に努める。

また、いじめが起きた際には、いじめを受けた児童や保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた児童には毅然とした態度で人格の成長を促す指導を行い、児童が安心して学校生活が送れるようになるまで支援に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。また、児童一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図る。

(1) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ①自分や友達の「よさ」を見つけ、称賛する場の設定
 - ・朝の会や帰りの会、特別活動の時間等に「よさ」を紹介し合う場を設定する。
- ②あいさつ運動の実施
 - ・委員会や縦割り班を中心とした、全校あいさつ運動を実施する。
- ③思いやりや協力の気持ちを育てる異学年交流の充実
 - ・縦割り活動を通して、異学年の仲間とふれ合う機会を設定する。

(2) 「分かる・できる」授業づくりの推進

- ①基礎・基本の定着の促進
 - ・一人一人に力を付けるためのスキルタイムの活用に努める。
 - ・小テスト、全校テスト等の活用に努める。
- ②学び合いのある学習展開の工夫
 - ・ペアや少人数での伝え合い活動の工夫する。
 - ・自分たちの考えを伝え合い、学び合うことができる場の設定をする。
- ③確かな学びを成立させるための終末の工夫
 - ・「分かった」を実感できるまとめと振り返りをすることで、児童自身の学習の習得を目指す。

(3) 道徳教育の充実と家庭や地域との連携

- ①道徳科の授業を通して、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、自他を大切にする心を育む。
- ②教育活動全体を通して、児童相互の人間関係や教師と児童との信頼関係を深め、豊かな心を育成する。
- ③PTAや学校運営協議会、民生児童委員との懇談会等で道徳の授業を公開する。
- ④本校の学校教育目標にもある「思いやり」を中心に、学校報や学年通信等で、道徳教育についての情報を提供することにより、家庭や地域と連携して規範意識を育んでいく。

3 いじめの早期発見・早期対応の取組

「いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識に立ち、全ての職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないように努める。また、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。全ての人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高め、いじめを見逃さない取組を推進する。

(1) 学校生活アンケートの実施

- ・年二回の児童アンケート（スマイルアンケート）の実施の他、必要に応じて状況を適切に把握するためのアンケートや面談を実施する。
- ・アンケート結果は回覧し、管理職、生徒指導主事、学年主任と内容を共有する。

(2) 面談の実施

- ・スマイルアンケート実施後、アンケートの結果をもとに、学級担任が全ての子どもから悩みや不安等を聞く面談の時間をもつ。

(3) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、教頭、生徒指導主事が、児童や保護者の相談窓口になる。

(4) 「校内いじめ対策委員会」での情報共有

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任で「校内いじめ対策委員会」を組織し、情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認を行う。

(5) 「学校いじめ防止等対策委員会」での情報共有

- ・年二回、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、広域カウンセラー及び学校運営協議会委員8名を加えた拡大委員会（学校いじめ防止等対策委員会）を開催し、基本方針や年間計画の策定、見直しなどについて協議する。
- ・さらに緊急時には、隨時上記の拡大委員会メンバーで協議する。

4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応していく。

対応に当たっては、いじめを受けた児童や保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた児童に対しては、毅然とした態度で人格の成長を促す指導を行う。また、いじめた児童、いじめを受けた児童双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図っていく。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「校内いじめ対策委員会」で対応を協議し、的確な役割分担や短期・長期目標の設定を通し、計画的・継続的にいじめ問題の解決に当たっていく。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた児童、いじめを受けた児童双方から聞き取った内容を基に事実関係を明らかにし、状況を正確に把握していく。
- ・いじめを受けた児童及び保護者の心情に寄り添い、心のケアに努めていく。
- ・いじめた児童の訴えにも耳を傾けながらも、毅然とした態度で、自らの行動を反省し同じ過ちを繰り返さないことを指導する。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにも、集団全体の問題であることを認識させるとともに、どのような行動が必要であるかを考えさせる指導をしていく。

(3) 広域カウンセラー、関係機関との連携・調整

- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、広域カウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図っていく。
- ・状況に応じて関係機関（教育委員会、警察署、法務局等）との連携を図っていく。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るように努めるとともに、対応の経過や事後の児童の状況等について、適切に情報を提供していく。

5 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条により、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のように対処する。

（1）市教育委員会への報告と組織の設置

- ・重大事態が発生した場合は、すみやかに市教育委員会に報告し、調査主体や調査方法について協議の上、当該事案へ対処する組織を設置する。

（2）調査への積極的協力

- ・「渋上市いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行い、必要に応じて当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力する。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域、関係機関との連携

学校報や生徒指導だより、PTAなどを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を保護者や地域の方々に説明するとともに、情報提供への協力を要請し、児童を見守る体制づくりに努めていく。

（1）学校報・生徒指導だより・ホームページによる情報発信

- ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について、情報を保護者や地域に提供していく。

（2）学年・学級PTAにおける説明・情報収集

- ・学年・学級における児童たちの状況を説明し、保護者からの情報も収集していく。

（3）相談窓口、相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や救済制度を紹介していく。